

## 山口市秋穂二島地域お試し暮らし住宅事業運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、移住希望者が一定期間、山口市（以下「市」という。）で生活体験ができる機会を提供するため、「山口市秋穂二島地域お試し暮らし住宅」（以下「住宅」という。）を設置し、定住施策を推進することにより人口の流入を促し、市の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し暮らし住宅：日常生活を営むための家具、電化製品などの住宅備品を備え、手軽に移住生活を体験できる住宅。
- (2) 移住希望者：市の移住担当窓口を通じて、市外から市へ移住を希望する者及び市内秋穂二島地域外から秋穂二島地域へ移住を希望する者。

### (お試し暮らし住宅)

第3条 住宅は、次表のとおりとする。

名称	住所	建築年	構造	延床面積
山口市秋穂二島地域 お試し暮らし住宅	山口市秋穂二島 6820番地	昭和59年建築	木造1階建て	137.84 m <sup>2</sup>

### (借用申込)

第4条 住宅の借用を希望する者（以下、借受者という。）は、「山口市秋穂二島地域お試し暮らし住宅借用申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）を二島定住促進委員会住もう家会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (貸付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、「山口市秋穂二島地域お試し暮らし住宅貸付決定書」（様式第2号。以下「決定書」という。）を交付する。

(契約)

- 第6条 会長は、決定書を交付したときは、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を別に定める「山口市秋穂二島地域お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により借受者と契約を締結し、住宅を貸し付けるものとする。
- 2 前項の規定により契約を締結する場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「山口市秋穂二島地域お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」（様式第4号）により行うものとする。

(貸借期間)

- 第7条 住宅の貸借期間は、1週間以上1か月以内とし、前条に規定する契約書において定める。なお、年度を超えた貸付けは行わないものとする。
- 2 貸借期間の始期及び満了日は、次の各号に定める日を除いた日とする。
- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(借用料等)

第8条 住宅の借用料及び清掃料は、次表に掲げるとおりとする。（1週間は6泊7日）

項目	住宅名	期間等	金額
借用料	山口市秋穂二島地域 お試し暮らし住宅	1週間以上 1か月以内	1週間：3,500円 1週間以降： 3,500円/週 追加
清掃料		1回の利用につき	3,000円

- 2 借受者、は前項の借用料及び清掃料を前納しなければならない。
- 3 第1項の借用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、インターネット利用料、ガス代、放送受信料、上下水道料及びし尿処理料）及び消費税を含むものとする。ただし、飲食費、暖房用灯油代、寝具レンタル料及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、借受者の負担とする。
- 4 第2項により納めた借用料及び清掃料は、これを還付しない。ただし、会長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次に定めるところによる。
- (1) 天災事変、借受者又は親族の疾病、その他借受者の責めに帰することが出来ない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100

- (2) 会長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合、既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
- (3) その他、止むを得ない事由により委員長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(借受者の遵守事項)

第9条 借受者は、前条第1項による借用料及び清掃料を納めた後に、会長から当該住宅の鍵を受取り、住宅を使用するものとする。この場合、借受者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは速やかに会長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること、及び備付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (3) 借受者は、住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境を整備すること。
- (4) ごみは、市の決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受者は、住宅の借用期間が満了したときは清掃を行い、直ちに住宅の鍵を会長に返却すること。
- (6) その他、住宅の借用に関し会長が必要と認める事項

(制限される行為)

第10条 借受者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 転勤など職務上の移動において住宅を利用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文章、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸又は譲渡すること。
- (9) ペットを持ち込むこと。
- (10) 室内で喫煙すること。
- (11) その他、住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第11条 会長は、借受者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき契約を解除したときは、第8条の規定により納めた借用料は、還付しない。

(明渡し)

第12条 借受者は、契約期間が終了する日及び前条の規定に基づき契約が解除される場合にあっては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を現状に回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に会長に通知しなければならない。

3 会長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入)

第13条 会長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき立入りを拒否することができない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定による住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに会長へ報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、会長はその責任を一切負わないものとする。

(地域利用)

第16条 会長は、利用希望日の前月の初日において、住宅の貸付決定を行っていない場合、定住サポーター会議等の移住・定住、空き家バンク事業の推進の目的で使用の予約を行うことができる。

2 前項の規定に基づく使用は無料とする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。